

# 市民の理解度を踏まえた法律用語の解説に関する研究

## — 辞書記載比較 —（前編）

大河原 眞 美 金 光 寛 之

### A Study on Japanese Plain Civil Legal Terms Based on Lay Understanding: A Comparison of Explanations between Legal-Terminology Dictionary and Japanese-Language Dictionary (First Part)

Mami Hiraike OKAWARA • Hiroyuki KANEMITSU

#### 要 旨

本稿（前編）は、民事関連法律用語の解説するにあたり、その資料として、『明鏡 国語辞典』と『有斐閣 法律用語辞典』の説明、語源を比較したものである。留学生向けの日本法の入門書の民法分野の234語について、国立国語研究所の『現代日本語書き言葉均衡コーパス』を、検索ツール『中納言』で検索し、使用例をダウンロードした。法律分野での使用例が多いもの順に並べ、上位98語を辞書比較の対象とした。本稿では上位1位から50位の用語までを扱い、次号（後編）では51位から98位までの用語までを扱う。

#### Summary

This research shows how 98 civil legal terms are described in a Japanese-language dictionary and a legal-terminology dictionary, in addition to the etymology of the terms. The 98 words are selected by our previous research on actual lay usage of the 234 civil legal words which appeared in an introductory law textbook, using Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese provided by National Institute for Japanese Language and Linguistics. In this paper we show the first 50 words and the rest 48 words will be shown in the next issue of the journal.

## 1. はじめに

法律用語が難解であることは言うまでもない。英語圏でも日本でも、難解な法律用語が市民の司法アクセスを阻んでいる。このような状況に改善が見られないのは、司法へのアクセスは、法律の専門家を紹介せばよいという考え方が根底にあるからのようである。しかし、司法制度改革により弁護士数が増加した現在でも本人訴訟の占める割合が高い。地裁民事事件の2割、簡裁事件では6割が、原告・被告に弁護士（簡裁事件では司法書士も含む）のつかない事件である。このことから、自ら司法にアクセスしたいという市民が一定数いることが窺える。また、実際の手続きでは、本人が法律用語に戸惑うだけでなく、裁判官、書記官、事務官、時には相手方の弁護士にとっても負担が大きい。よって、司法アクセスの障害となっている法律用語をわかりやすくすることの必要性は大きい。

裁判員制度の導入にあたり、法曹界でも難解な法律用語が裁判員裁判の支障になることが指摘されるようになった。全国の地裁で実施された法曹三者合同模擬裁判では、法廷における法律用語の言換えの工夫もされるようになった。また、『裁判員のためのよく分かる法律用語解説』（前田雅英他）、日弁連裁判員制度実施本部の法廷用語日常語化プロジェクトの『裁判員時代の法廷用語』と『やさしく読み解く裁判員のための法廷用語ハンドブック』、『裁判おもしろことば学』（大河原眞美）、『裁判員のための法律用語&面白ゼミナール』（船山泰範他）なども出版され、刑事関連用語を中心とした法律用語の言換えの出版が活況を呈することになった。

一般市民に関わりが深いのは、刑事事件ではなく民事事件である。そこで、大河原と田中と金光とパウエルは、民事関連の法律用語の言換えを科研（平成24～25年度挑戦的萌芽研究「市民にわかりやすい民事関連法律用語の言換えに関する研究」）で行った。実務家へのアンケート調査（問題語記述調査）及び法律書籍と一般書籍等の語彙調査（コーパス調査）を実施して、法律用語を

- (i) 「難解語義」（用語自体に馴染みがないため市民には難解な法律用語、例「法律行為」「瑕疵」）
- (ii) 「誤解語義」（用語が日常語と同じため市民の誤解を招く語、例「悪意」）

に分け、「誤解語義」の類義関係（例「作為」「行為」「悪意」）に焦点をあてた辞書記述案を提示した。

海外では、司法言語の平易化を目的とする国際学会（Clarity）が法律文書と法律用語の平易化に向けて活動をしている。比較的最近では、アメリカの平易記載法（Plain Writing Act of 2010）の成立への寄与という事例がある。また、法律用語では、*Nolo's Plain-English Law Dictionary*（Nolo Editors）がある。同書は、英語の法律用語4,000語の言換えをわかりやすく的確な英語を使って記述している。掲載されている法律用語の数は30語と少ないが、重要法律用語を解説した *Law Words: 30 essays on legal words & phrases*（1995 Center for Plain Legal Language）もある。

本稿では、日本においても、*Law Words: 30 essays on legal words & phrases*のような重要な民事関連法律用語の解説集を作成することを目的として、そのための準備段階の資料として、50語の民事関連法律用語についての法律用語辞典と国語辞典のそれぞれの解説と語源を整理したものである。法律用語辞典は、『有斐閣 法律用語辞典 第4版』（有斐閣、2012年）、国語辞典は『明鏡 国語辞典』（大修館書店、2010年）の解説を記載した。語源については、各語の出典を記載した。法律用語は、ドイツ語などの外国語の直訳も多いため語源も記載した。

## 2. 民事関連法律用語の辞書記載

### (1) 民事関連法律用語234語

『日本法への招待』（松本他編）は、日本法を学ぼうとする外国人留学生を対象とした判例解説と法律用語の説明を中心とした日本法入門書である。民事関連の基礎用語については、234語が取り上げられている。これらの234語について、コーパス調査を使って使用頻度を分析した。

### (2) コーパス調査

コーパス調査とは、実際に使われた文章や談話を大量に集めたデータベースである「コーパス」を用いる調査方法である。ある言語のあるがままの使用の実態を明らかにすることができる最適な調査方法として、世界の諸言語で整備が進められている。日本語については、現在、国立国語研究所が様々なコーパスを構築して一般に公開する事業を進めている。234語の民法法律用語のコーパス調査には、現代の書き言葉を代表できるように設計された、約1億語からなる『現代日本語書き言葉均衡コーパス』（[http://www.ninjal.ac.jp/corpus\\_center/bccwj/](http://www.ninjal.ac.jp/corpus_center/bccwj/)）を利用した<sup>1</sup>。

まず、この234語それぞれについて、『現代日本語書き言葉均衡コーパス』を使って、専用のWEB検索ツール『中納言』で検索した。その使用例は、全件をダウンロードした。次に、ダウンロードした用例が、法律分野の文章に使われたものか、一般的な分野すなわち非法律分野の文章に使われたものかに分類した。法律分野の文章と扱う範囲については、このコーパスに収録される文章に付与されている媒体やジャンルの情報をもとにした。具体的には、「法律」という媒体に指定されているものと、「書籍」という媒体に指定されているもののうちNDC（図書館の書籍の分類方法）で320～329の番号が付与されている、法律をテーマとする文章である。

234語の中から法律分野の頻出度が高い順に98語を選び、それらの語について、明鏡国語辞典と法律用語辞典の解説、語源を表にした。

### (3) 民事関連法律用語の辞書記載比較

234語から98語を類型化したが、本稿では1～50位までを次稿では51～98位までを取り上げる。下記の表で1位の「先取特権」は、法律分野で使用されていたのが192件で、非法律分野

では6件で、法律分野での比率が97.0%である。50位の「免責」は、法律分野での使用が144件で、非法律分野が244件で、法律分野の比率は39.1%であり、日常語としても使用されていることがわかる。

また、明鏡国語辞典には、「先取特権」「地役権」など法律分野での頻度の高い用語が掲載されていない。これらの掲載のない用語は、辞書編集者が市民が日常的に使用することのないと判断された法律用語と考えることができる。

各語の語源を見ると、ラテン語が圧倒的に多く、ドイツ語も多い。明治期に、日本になかった西欧の法律専門用語を導入するにあたり、直訳したことが窺える。この直訳が、市民にとっての難解さの原因であるようである。

民事関連法律用語 1 位から50位までの50語の解説表

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語 源
1	先取特権	なし	法律が定める特殊の債権を有する者が債務者の総財産あるいは特定の財産から一般債権者に優先して弁済を受けることができる法定の担保物件。その目的となる債務者の財産の種類によって、一般の先取り特権と特別の先取り特権（動産と不動産）とに分けられる。民法（二編八章）のほか、多くの特別法によって認められている（税徴一九・二十、地稅一四の一三等）。	フランス法を踏襲したものであり、ドイツ法には例外を除き存在しない。（柚木馨、高木多喜男著 『担保物権法第3版』 41頁）
2	地役権	なし	他人の土地（承役地）の便益に供する権利。契約によって設定される。他人の土地を通行する権利、他人の土地から引水する権利などがその例である。要役地の所有権に随伴して移転する（民二八〇～二九三）。	地役権は、ローマ法の益権（servitus）に由来する制度である。その中でも地役権は、ローマ法ではRealservitutentというラテン語に由来する。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳 『ローマ物権法講義』 87頁）
3	留置権	なし	他人の物の占有者が、その物に関連して生じた債権の弁済を受けるまでその物を留置できる法定の担保物件。優先弁済の効力はなく、単に果実を収取して充当できるのみである（民二九五・二九七）。→担保物権	ローマ法のpignus Gordianum（ゴルディアヌスの質）の特殊事例として派生し、後にドイツ法のRetentionsrechtとなる。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳 『ローマ物権法講義』 108頁）

市民の理解度を踏まえた法律用語の解説に関する研究

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
4	物権	物権〔名〕財産権の一つ。特定の物を直接に支配できる権利。所有権・占有権・地上権・抵当権など。	特定の物を直接支配することができる権利。所有者がその典型。特定の者に特定の行為を請求できる権利である債権と対比される。物を直接支配する権利であるから、同一物に同一内容の物権が並立することはできず（物権の排他性）、その客体は原則として特定した独立の物であることが必要である。その効力は、物権相互間では先に成立した物権が優先し、債権との間では物権が優先する（物権の優先的効力）。また、物権の実現が妨害される場合にはその妨害の排除を請求できる（物権的請求権）。物権は、法律で認められたもの以外は創設することができない（物権法定主義）。→債権	ドイツ語のdingliches Rechtに由来。（古田裕清著『翻訳語としての日本の法律用語』183頁）
5	債務名義	なし	強制執行によって実現される請求権の存在及び範囲を表示し、法律によって執行力が付与され、執行の基礎となる公の文書。執行名義とも言う。民事執行法は、債務名義として、確定判決、仮執行宣言付判決、抗告によらなければ不服申立てのできない裁判、仮執行宣言付支払督促、執行証書、確定判決と同一の効力を有するもの等を規定している（二二）。	schulden（負い目）とvollstreckungsurteil（執行判決）の複合的意味からなる。執行の基盤となる公の文書。（古田裕清著『翻訳語としての日本の法律用語』177、178頁）
6	地上権	地上権〔名〕他人の土地に建物などの工作物や竹木を所有するために、その土地を使用する権利。	他人の土地において公作物又は竹木を所有する権利（民二六五）。物権であって、地主の承諾なしに譲渡できる。	ローマ法のSuperfiziariusというラテン語に由来する。（船橋諄一著『物権法』396頁）
7	遺留分	なし	遺言にかかわらず、一定の相続人が遺産を受けるとを保証するために、法律上留保されている一定割合（民一〇二八等）。遺留分の制度は、個人財産処分自由、取引安全と遺族の生活の保障、遺産の公平な分配という相対立する要求の妥協、調整の上に成り立っている。遺留分の保証を受ける者は、被相続人の配偶者と直系卑属及び直系尊属に限られる。その割合は、直系尊属のみが相続人であるときは被相続人の財産の三分の一、その他の場合は二分の一である。	ドイツ語のdas Pflichtteilに由来する。（古田裕清著『翻訳語としての日本の法律用語』171頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
8	供託	供託〔名・他サ変〕保証などのため、金銭・有価証券・物品などを供託所または特定の人にあずけて保管をたのむこと。「一金」	法令の規定により、金銭、有価証券又はその他の物品を供託所又は一定の者に寄託すること。その手続は供託法(明三二法一五)で定められているが、供託をする場合は各種の法令で定められ、供託原因によって分類すると、①責務の消滅のためにする供託(民四九四等)、②相手方に生ずる損害の賠償等を担保するためにする供託(民訴二五九・七六等)、③他人の物を単に保管するためにする供託(商五八五等)、④その他特別の政策的理由に基づく供託(公職選挙立候補者の供託(公選九二)等)などがある。	供託はラテン語のdepositioに由来する。寄託(depositum)と区別せよ。(船田享二著『ローマ法』118頁)
9	賃借権	なし	賃貸借契約に基づき、その目的物を使用、収益する賃借人の権利。民法では債権として位置づけられているが、借地借家法、農地法により、権利の内容が物権化している場合がある。→賃借権の物権化	ローマ法のlocatio conductio(賃約)に由来する。この法現象は、自然法時代に起源を有する。基本的な考え方は、取引社会において、売買や交換と並んで、有用な目的物(労働力を有する人や物)を期限付きで譲渡することがあって然るべきであるというものである。そしてこの賃約は、目的物に応じて「Miete(使用賃貸借)」、「Pacht(用益賃貸借)」等に分類された。(オッコー・ベーレンツ著 河上正二訳『歴史の中の民法』253頁)
10	法律行為	なし	法によって行為者が希望したとおりの法律効果が認められる行為。現在では、私法上の法律関係は、原則として当事者の意思によって規律される(私的自治の原則)ので、主として当事者の意思表示が法律行為の成立する要件となるが、質権設定契約における物の引渡しのように事実行為も要求される場合がある(民三四四)。意思表示の結合の態様に依じて、単独行為、契約、合同行為に分けられる。なお、法律行為	ドイツ語のRechtsgeschaftの訳語で明治時代の民法起草の家庭で作られた言葉である。ドイツ語のRechtsgeschaftという言葉もローマ法を研究してドイツの民法起草に生かそうとしていた19世紀初頭のドイツ法学者(いわゆるロマニステ

市民の理解度を踏まえた法律用語の解説に関する研究

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語 源
			が行為者の希望したとおりの効果を生ずるためには、強行法規や公序良俗に反しないこと、意思の欠缺（けんけつ）又は瑕疵（かし）がないことなどが必要である。	ンたち）により鑄造された新しい言葉である。（古田裕清著 『翻訳語としての日本の法律用語』 57頁）
11	執行文	なし	債務名義に執行力が存在すること及び執行力の内容（名宛人や目的物）を証明するために、債務名義の正本の末尾に付記する公証文書（民執二五以下）。通常、「債務者Aは、債務者Bに対しこの債務名義により強制執行することができる」と記載される。→承継執行文、条件成就執行文	ラテン語のvollstreckungに由来する。（オッコー・ベーレンツ著 河上正二訳 『歴史の中の民法』 322頁）
12	連帯保証	連帯〔名・自サ変〕①お互いの気持ちが結びついていること。「一感」②二人以上の者がある行為や結果に対して共同で責任をとること。「一責任」「一保証（＝保証人が主たる債務者と共同して債務を負担することを約束すること）」	保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担する保証契約。通常の保証と異なって補充制を欠き、催告・検索の抗弁権がなく、分別の利益も認められない。商法では、主債務が主債務者の商行為によって生じたとき、及び保証契約が商行為であるときは、当然に連帯保証になる（民四五八等、商五一）。→保証、連帯債務	ラテン語のGesamtbürgschaftに由来する。（古田裕清著 『翻訳語としての日本の法律用語』 185頁）
13	登記	登記〔名・他サ変〕私法上の権利に関する一定の事項を広く社会に公示するために登記所に備えてある帳簿（＝登記簿）に記載すること。不動産登記・船舶登記・商業登記など。	一定の事項を広く社会に公示するため、登記所に備える登記簿に記載すること、又はその記載のこと。取引の安全を保護する機能を有する。権利、権利の帰属及び権利主体の登記の三種があるが、単に登記といえば、権利の登記である不動産登記を指すことが多い。登記には、第三者に対して一定の事項を主張し得るための要件（対抗要件）としての効力を有するもの（不動産登記等）と、一定の効力が発生するための要件とされるもの（会社の設立登記等）とがある。	ドイツ法のdie Eintragungに由来する。（古田裕清著 『翻訳語としての日本の法律用語』 182頁）
14	登記所	なし	登記事務を行う機関で、法務局、地方法務局又はこれらの支局、出張所がこれに当たる（不登六、商登一の三）。	ドイツ法のHandelsregisterに由来する。（アーンスト・アンド・ヤング会計事務所、デュッセルドルフの荒木和夫 「ドイツにおける現地法人(GmbH)設立の手引き」 8頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
15	代位	なし	ある人の法律上の地位に他の人が代わってつくこと。霊、損害賠償者の代位（民四二二）、債権者代位（四二三）、弁済者の代位（四九九・五〇〇）。	die surrogationに由来する。（古田裕清著『翻訳語としての日本の法律用語』181頁）
16	弁済	弁済〔名・他サ変〕借りていたものを返すこと。「債務を一する」	債務者その他の者が債務の本旨に従って給付をし、債権を消滅させる行為。債権の本来的な消滅要因である。「履行」とほぼ同義であるが履行が債権の効力、すなわち、債務者のなすべき行為、債権者の請求し得る行為という面からみた語であるのに対し、弁済はそれによる債権の消滅と言う面からみた語である（民四七四等）。	Solutioが弁済を意味する。Solvereとは「解散すること」であり、したがってsolutioは責任からの解散を意味する。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ債権法講義』109頁）
17	賃貸借	賃貸借〔名〕相手にある物の使用・収益をさせ、これに対して相手が賃料を支払うことを約束する契約。賃貸借契約。	ある人（賃貸人）が相手方（賃借人）にある物を使用収益させ、これに対して後者が使用収益の対価（借賃あるいは賃料）を支払う契約（民六〇一～六二一）。賃貸借では、対抗力、存続期間等の点で賃借人の地位が弱いので、不動産の賃貸借については、借地借家法、農地法等の特別法によって民法の規定は著しく修正され、賃借人の地位が強化されている。	ラテン語のlocatio conductio reiに由来する。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ債権法講義』178頁）
18	法定代理人	なし	民法上、代理権が本人の意思に基づかないで、直接法律の規定によって与えられる代理人をいう。その主要なものは、親権者、後見人、不在者の財産管理人及び相続財産管理人である。訴訟法上は、成年被後見人の場合のように、法定代理人でなければ訴訟行為をすることができないとされている場合がある。（民訴三一）。→代理人	ラテン語のtutorに由来する（法定後見人）。（船田享二著『ローマ法第4巻』184頁）
19	抵当権	抵当権〔名〕債権者が担保となる物件の使用を債務者に任せておきながら、債務不履行の場合はその物件から優先的に弁済を受けることのできる権利。	目的物たる不動産の引渡しを受けずにその上に優先的弁済権を確保する約定（やくじょう）担保物権（民三六九～三九八の二二）。その効力は、債務不履行の場合に目的物を競売してその代金から優先弁済を受けることが中心と考えられてきたが、近年は、担保不動産収益執行制度の導入もあり、不動産の収益をもって弁済に充てることも重視されてきている。質権と異なり、抵当権設定者に目的物を引き続き用益させることができることから、生産施設の担保化として重要な作用を営む。	抵当（Hypothek）とは非占有質を意味する。ローマ法においては、pignusとhypothecaとの間に厳密な用語上の区別はないことに注意する必要がある。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ物権法講義』105頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語 源
20	質権	質権〔名〕債権者が債権の担保として債務者から受け取った物を債務が弁済されるまで留置し、弁済のない場合にはその物から優先弁済を受けることを内容とする担保物権。	担保物権の一種。債権者が、その債権の担保として債務者又は第三者（物上保証人）から受け取った物を債務の弁済があるまで留置して、その弁済を間接的に強制するとともに、弁済のない場合には、その物によって他の債権者に優先して弁済を受けることを内容とする（民二編九章）。その客体は、譲渡できるものであれば、動産、不動産、債権その他の財産権のいずれでもよい。→担保物権	語源はローマ法のpignus。質物が債権者に引き渡される場合には、占有質（質、pignus）と呼ぶ。（ローマ物権法講義 105頁 ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳 『ローマ債権法講義』 182頁）
21	催告	催告〔名・他サ変〕債務者に対して債務の履行を求めるなど、相手方に対して一定の行為をするように請求すること。また、それを請求する通知。	相手方に対して一定の行為をするよう請求すること。法律上意味があるのは、相手方がこれに応じないと一定の法律効果が生ずる点である。債務者に対して債権者が履行の催告をする場合のような義務者に対する催告の効果は、時効の中断、債務者の履行遅滞等であり、権利者に対して権利の行使又は申出をするよう催告する場合の効果は、権利の喪失、義務の軽減等である。→請求	die mahnungに由来する。（古田裕清著 『翻訳語としての日本の法律用語』 177頁）
22	寄託	寄託〔名・他サ変〕物品を他人にあずけ、その処理や保管を頼みまかせること。また、その契約。「絵画のコレクションを美術館に一する」	①当事者の一方（受寄者）が相手方（寄託者）のために保管することを約してある物を受け取ることによって成立する契約（民六五七）。要物契約である。民法上、受寄者の目的物の保管についての注意義務は、有償寄託の場合は善良な管理者の注意を要し、無償寄託の場合は自己の財産に対するのと同一の注意で足りる。倉庫営業など商行為としての寄託については、商法に特別の規定がある。→要物契約、商事寄託②国際法上、「批准書の寄託」の語が用いられ、寄託によって条約の効力が発生する。	寄託はローマ法のdepositumに由来する。ローマ法において寄託は常に無償である。有償での保管は寄託ではなく賃約（locatio conductio）となる。（船田亨二著 『ローマ法』 175頁）
23	公告	公告〔名・他サ変〕国・公共団体・裁判所などが、ある事項を官報・新聞・掲示などによって広く一般に知らせること。	ある事項を広く一般の人に知らせること。その目的、方法、効力等は一定でなく、それぞれの法律に定めるところによる（民執四九②、国公四七①、会社九三九以下、刑訴四九九等）。	bekanntmachung（広告）とanzeige（人目に付く仕方指摘）の複合的意味からなる。（古田裕清著 『翻訳語としての日本の法律用語』 175、176頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語 源
24	相続人	なし	被相続人の財産上の権利義務を包括的に継承する者。被相続人の子、直系尊属、兄弟姉妹及び配偶者とされ、子と兄弟姉妹については代襲相続が認められる（民八八七・八八九）。なお、胎児も、相続については、既に生まれたものとみなされる（八八六）。→相続順位、代襲相続	ラテン語のpl heredesに由来する。（船田享二著『ローマ法』263頁）
25	不作為	不作為〔名〕法律で、あえて積極的な行為をしないこと。住居に侵入するなどの積極的行為（作為）に対して、住居から退去しない行為など。「一犯」⇔作為	何もしないこと、又は一定の行為をしないこと。例、行政訴訟における「不作為についての不服申し立て」、民法における「違法確認の訴え」、刑法における「不作為犯」、民法学における「不作為責務」など。→作為	die unterlassungに由来する。（古田裕清著『翻訳語としての日本の法律用語』183頁）
26	登記簿	なし	登記がされる公の帳簿。登記所に置かれる。なお、コンピュータ化に伴い、不動産登記簿や商業登記簿のように、磁気ディスク等をもって調整されるものがある（不登二⑨、商登一の二①等）。	ラテン語でgestamunicipalia（都市の帳簿）に由来する。（船田享二著『ローマ法第2巻』247頁）
27	占有	占有〔名・他サ変〕①自分の所有とすること。「市場一率」②民法上、自分のものにする意思をもって物を所持すること。「一権（＝占有という事実によって生じる物権）」	[1]民法上は、自己のためにする意思で物を所持すること（一八〇）。「所持」とは、社会通念に照らして物を事実上支配すると認められる状態をいい、他人を通じて物を所持することも可能である。また、「自己のためにする意思」についても判例・学説は極めて緩やかに解している。[2]刑法上は、支配の意思で事実上財物を支配すること（二四二・二五二等）。自己のためにする意思を要せず、他人のために財物を所持する場合も含むが、代理占有や占有の相続は認められない。また、常に物理的な握持を要するものでなく、財物を監視しなければならないものでもない。なお、各犯罪の罪質によって占有概念の内容に若干の差異はある。→所持、占有訴権、代理占有	占有は、体素（corpus、物との物理的接触関係または物に対する制御）と心素（animus、占有意思（animus passidendi））の二つの要素から成り立つ。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ物権法講義』7頁）
28	相続分	なし	共同相続において各共同相続人が有する共同相続財産に対する分け前（民八九九～九〇五）。普通はその割合をいうが、数額を指す場合もある。被相続人自ら又はその委託した第三者が指定したときはそれにより（指定相続分。ただし、遺留分に関する規定に違反する指定はできない）、指定がないときは民法の規定による（法定相続分）。→遺留分	ラテン語のius capiendo（相続財産）に由来する。（船田享二著『ローマ法第4巻』268頁）

市民の理解度を踏まえた法律用語の解説に関する研究

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
29	所有権	所有権〔名〕特定の物を全面的に支配し、自由に使用・収益・処分できる権利。	目的物を全面的・一般的に支配する物権で、所有者はその所有物を自由に使用し、収益し、処分することができる(民二〇六)。財産権の中心をなす。物を部分的・一時的に支配する制限物権に対するもの。中世においては種々の拘束に服していたが、近代的所有権はそれを脱して自由な所有権として確立され、資本主義の基礎をなしている。ただ、このような性格は、近時では制限されていく傾向にある。	所有権はローマ法のdominiumに由来する。物に対する包括的な、原則無制限の何人を相手方としても(erga omnes)保護される支配権である。(ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳 『ローマ物権法講義』 39頁)
30	請求権	なし	他人の行為(作為又は不作為)を請求することができる権利。私権の作用からみた権利の態様で、支配権・形成権に対する語。請求権は、債権のほか、物権、身分権からも生じる。債権と同義で使われることも少なくない。→債権	ちなみに請求はder anspruchに由来する。(古田裕清著 『翻訳語としての日本の法律用語』 179頁)
31	履行	履行〔名・他サ変〕とり決めたことを実際に行うこと。「約束[契約]を一する」	一般用語では、広く一定の義務を実行することすること。法令では、一般用語の意味で使われることもあるが(例、税通一)、通常は、債務者等が債務の内容を実行すること。債務の本旨に従ってなされることを要する(民四一五)。履行する主体は、債務者本人の場合と第三者の場合とがある。「弁済」と同義であるが、弁済は債権の消滅の面から捉えているのに対し、履行は債権の効力の面からみたもの。	ラテン語のsolutio、ドイツ語のerfullen(充たす)に由来する(ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳 『ローマ債権法講義』 109頁)
32	債権	債権〔名〕財産権の一つ。特定人(=債権者)が他の特定人(=債務者)に対して一定の給付を請求する権利。金銭を貸した者が借り手に対してその返済を請求する権利など。「一者」	特定の者(債権者)が他の特定の者(債務者)に対して一定の行為、すなわち給付を請求することを内容とする権利。債権に対する義務が債務であり、債権・債務を包括する法律関係を債権関係という。物権とともに財産権の中の主要なものであるが、物権が物に対する直接的支配を内容とし排他性を有する関係であるのに対し、債権は人に対する請求を内容とし排他性を有しない関係である。→債務、物権	ラテン語のobligatioとdebitumに由来する。(船田享二著 『ローマ法第3巻』 4頁)
33	不法行為	なし	故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為。一般の不法行為(民七〇九)と、その特則としてより重い責任の認めら	ラテン語のdelicta pribataに由来する。主体が国家である場合、公の犯罪(crimen publicum)と呼ばれる。(ゲ

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語 源
			れる特殊の不法行為（責任能力のない者の行為に対する監督義務者の責任、使用者責任、工作物責任、動物責任）（七一五～七一八）とがある。不法行為の効果として、加害者は、財産的損害のほか精神的損害を賠償しなければならない（七一〇・七一一）。一般の不法行為の成立要件には、主観的要件（行為が故意又は過失に基づくこと、加害者に責任能力があること）と客観的要件（加害行為の違法性と被侵害利益との態様を比較して権利侵害があること、行為と損害との間に因果関係があること）とがある。	オルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳 『ローマ債権法講義』 323頁
34	正当防衛	正当防衛〔名〕 急迫不正の侵害に対し、自己または他人の権利を防衛するためにやむを得ずなした加害行為。刑法上は処罰されず、民法上も損害賠償責任を負わない。	他人の不正な行為に対し、自己又は他人の権利を防衛するためやむを得ずにする加害行為。〔1〕 刑法上は、「急迫不正の侵害」に対するもので防衛行為としての相当性を有することを要し、正当防衛に当たれば、犯罪構成要件を満たす事実があっても、違法性が阻却され、罪とならない（三六）。→過剰防衛、誤想防衛〔2〕 民法上は、「他人の不法行為」に対してされたものであることを要し、正当防衛に当たると認められれば、損害賠償責任を負わない（七二〇①）。→緊急避難	die notwehr（自らの身を守る）に由来する。（古田裕清著 『翻訳語としての日本の法律用語』 179頁）
35	損害賠償	なし	一定の事由に基づき他人に与えた損害を填補して、損害がなかったのと同じ状態にすること。通常、金銭賠償によるが、原状回復による場合もある。民法の規定による債務不履行又は不法行為に基づくものが代表的な例（四一五以下・七〇九以下）。適法な行為に基づいて生じた損害を填補することを、損害賠償と区別して「損失補償」ということがある。→債務不履行、不法行為、公法上の損失補償、補償	ラテン語のpoena（行為者が被害者に対して特定額の罰金を支払う債務）に由来する。（船田亨二著 『ローマ法第3巻』 374頁）
36	債務	債務〔名〕 債権に対応する債務者の義務。金銭を借りた者が貸し手に対してそれを返済しなくてはならない義務など。「一者」	特定人（債務者）が他の特定人（債権者）に対して一定の行為（給付）をすることを内容とする義務。債権に対応する語で、一つのものが債権者からみれば債権、債務者からみれば債務となる。→債権	債務は負い目と同義であり、die schuld, schulden, sollen, 等に由来する。（古田裕清著 『翻訳語としての日本の法律用語』）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
37	時効	時効〔名〕法律で、一定の事実状態が長年継続した場合、それが真実の事実関係に合致するかどうかを問わず、その継続した事実状態をそのまま権利として認める制度。民法上では取得時効と消滅時効があり、刑法上では公訴の時効と刑の時効がある。「一が成立する」▽一定期間が経過して効力がなくなる意でも使う。「あの約束はもう一だ」	ある事実上の状態が一定期間継続した場合に、真実の権利関係にかかわらず、その継続してきた事実関係を尊重して、これに法律効果を与え、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度。私法上だけでなく、公法上も認められる。→取得時効、消滅時効、公法上の時効	民法上の時効取得については、ラテン語の <i>usucapio</i> に由来する。(船田亨二著『ローマ法第2巻』481頁)
38	親権	親権〔名〕父母が未成年の子に対してもつ権利・義務。監護教育権・居所指定権・懲戒権・職業許可権など。「一者」	未成年の子を監護、教育し、その財産を管理するため、その父母に与えられた身分上及び財産上の権利義務の総称(民四編四章)。親権者	<i>iusvendi</i> (家長は家の子を売却することができるの反対解釈に由来すると思われる(父権(船田亨二著『ローマ法講義第4巻』140頁))
39	追認	追認〔名・他サ変〕過去にさかのぼって、その事実を認めること。「適格とみなして資格を一する」	一般に、過去に遡って認めることを意味する。民法上、①取り消しうべき行為の追認(一二二)、②無権代理行為の追認(一一三・一一六)、③無効な行為の追認(一一九)の三つの場合が規定されているが、①は行為を確定的に有効なものとするを、②は本人について無効だった行為を有効なものとするを、③は無効行為と同じ内容の新たな行為をしたものとみなされることを意味する。なお、民事訴訟法上、訴訟能力等が欠けている場合の訴訟行為等について、追認による遡及効が認められている(三四②・五九・三一②)。	ラテン語で <i>ratihabitio</i> に由来する。(船田亨二著『ローマ法第2巻』293頁)
40	後見	後見〔名〕①〔他サ変〕年少の家長・主君などを後ろだてとなって補佐すること。また、その役の人。②〔他サ変〕民法で、精神上の障害(痴呆・知的障害・精神障害・自閉症等)に	民法上の後見と、「任意後見契約に関する法律」(平一一法一五〇)に基づく任意後見とがある。[1]民法上の後見制度は、後見人が被後見人(未成年被後見人又は成年被後見人)の身分上及び財産上の保護を行う制度。未成年者に親権を行う者がいないとき又は親権を行う者が管理権を有しないとき	ラテン語の <i>tutor</i> に由来する(法定後見人)。(船田亨二著『ローマ法第4巻』179頁)

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
		よって判断能力を欠く常況にある人(=被後見人)を保護し、財産の管理などを行うこと。また、その制度。▽平成十一年の民法改正で、従来の禁治産・準禁治産制度は補助・保佐・後見の制度に改正された。③能・歌舞伎・舞踊などの舞台上、役者の後ろに控えて演技の介添えをする人。装束を直したり、小道具を受け渡したりする。	にその未成年者を監護教育し財産管理を行う未成年後見と、後見開始の審判があったときに成年被後見人を療養看護し財産管理を行う成年後見とがある(八三八～八七五)。→後見人、後見監督人〔2〕⇒任意後見	
41	取消し	取り消し〔名〕取り消すこと。「約束の一」《表記》公用文では「取消し」。	講学上の概念として、私法上、瑕疵(かし)のある意思表示又は法律行為について、また、公法上、成立に瑕疵のある行政行為について、その効力を当初に遡って失わせること(民一〇・一一等)。実定法上、撤回の意味で取消しの語が用いられることも多い。→撤回	die anfechtungに由来する。(古田裕清著『翻訳語としての日本の法律用語』182頁)
42	遺贈	遺贈〔名・他サ変〕遺言によって財産を他人に無償で譲り渡すこと。「土地の一部を町に一する」	遺言により遺言者の財産の全部又は一部を無償で他に譲与すること(民九六四)。条件、期限、負担を付することができる。単独行為であり死後処分である。その種類としては、遺産の全部又は一部を一定の割合で示してする包括遺贈と、特定の財産についてする特定遺贈とがある。前者の場合の受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する(九九〇)。遺贈の自由は遺留分の制度によって制限を受ける(五編八章)。	ラテン語のlegatumに由来する。(船田亨二著『ローマ法第4巻』393頁)
43	過失	過失〔名〕不注意や怠慢から生じた失敗。「一致死罪」▽法律では、不注意から結果の発生を予測しなかったことをいう。	一定の事実を認識することができたにもかかわらず、不注意でそれを認識しないこと。故意に対する。理論上、不注意の程度によって重過失と軽過失とに分けられ、また、注意義務の種類によって抽象的過失と具体的過失とに分けられる。〔1〕私法上は、故意と並ぶ不法行為の成立要件の一つとなるほか、取引法上の保護が与えられる要件	ラテン語のculpaに由来する。(ゲオルク・クリンゲンベルク著瀧澤栄治訳『ローマ債権法講義』330頁)

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
			としても用いられている（民七〇九等）。] [2] 刑法上は、特に過失を処罰するとされている罪について責任要件となる（刑三八①等）。→軽過失、重過失、具体的過失	
44	清算	清算〔名・他サ変〕①今までの債権・債務を計算して、きまりをつけること。「借金を一する」②法人が解散するとき、後始末のために財産を整理すること。「一会社」③これまで関係していた事柄にきまりをつけること。「過去を一して出直す」	[1] 法人その他の団体が解散した場合に、その後始末のためにその財産関係を整理すること。→任意清算、法定清算 [2] 相互の貸借等を計算・整理して、その貸借等の始末をつけること。	不明
45	引渡し	引き渡す〔他五〕①綱・幕などを一方から他方へ張り渡す。「幔幕を一」②自分の所にいる者や手もとにある物を他人の手に渡す。「貨物を荷受人に一」「容疑者の身柄を検察庁に一」【名】引き渡し	一般には、占有を移転することをいう。現実に物を引き渡す場合だけでなく、簡易引渡し、占有改定、指図による占有移転も含む。ただし、民法一八二条一項のように、現実に物を引き渡す場合のみを指す用例もある。→占有、簡易引渡し、指図による占有移転、占有改定	traditio instrumenti, percharta（書面の引渡し）とtraditio facta（象徴的引渡し）に由来する（船田亨二著『ローマ法第2巻』249頁）
46	相続	相続〔名・他サ変〕①跡目などを受け継ぐこと。②法律で、死亡した人がもっていた財産上の権利・義務を包括的に受け継ぐこと。「一税」	人の死亡によってその財産上の権利義務を他の者が包括的に継承すること。民法旧規定では家督相続と遺産相続の二つの制度を認めていたが、現行民法は財産相続のみを認め、共同相続の原則をとっている（民五編）。	ラテン語のheresに由来する。（船田亨二著『ローマ法第2巻』263頁）
47	担保	担保〔名〕債務者が債務を履行しない場合、その債務の弁済を確保する手段として債権者にあらかじめ提供しておくもの。「家を一に入れる」	債務不履行に備えて債権者に提供され、債務の弁済を確保する手段となるものをいう。保証人による保証等の人的担保と、抵当権、質権の設定等の物的担保とがあ。→人的担保、物的担保	ローマ法のauctoritasに由来する。（船田亨二著『ローマ法第4巻』263頁）
48	離縁	離縁〔名・他サ変〕①夫婦の関係を解消すること。離婚。「一状(=昔、夫が妻を離縁するとき、その理由を記し	通俗には離婚のことを指すが、現行法令上は養子縁組を解消すること。当事者が協議のうえ戸籍上の届出によってする協議縁組、家庭裁判所の調停による調停離縁と審判による審判離縁及び	おそらくemancipatio（父権免除に由来すると思われる。（船田亨二著『ローマ法第4巻』176頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語 源
		て渡した書状)」②法律で、養子縁組を解消すること。	法定の事由がある場合に当事者の一方が裁判所に訴えて判決によって行われる裁判離縁がある。離縁により、養子とその直系卑族及びこれらの配偶者と、養親及びその血族との親族関係は消滅し、養子と養親との間の一切の法律効果(扶養、相続等)も消滅する(民八一―～八一七・七二九)。→協議離縁、調停による離縁、裁判上の離縁	
49	委任	なし	[1] 当事者の一方が他方に事務の処理を委託し、他方がこれを承諾することで成立する契約(民六四三～六五六)。民法は法律行為以外の事務の委託を準委任として区別するが、準委任には委任の規定が全面的に準用されている(六五六)。受任者は善良な管理者の注意をもって事務を処理する義務を負う。当事者間の信頼関係が基礎となるので、いつでも解約が可能。なお、委任には代理権の授与を伴うことが多い。→順委任 [2] 行政庁がその権限を他の行政庁に委任するのを「権限の委任」という。→権限の委任	委任はラテン語のmandatumに由来する。(ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳 『ローマ債権法講義』 255頁)
50	免責	免責[名・他サ変]①責任を問われるのをまぬがれること。「―特権(=国会議員が院内で行った演説・討論・表決について、院外で責任を問われない権利)」②債務者が債務の全部または一部をまぬがれること。「―行為」	[1] 民法、商法上は、債務者が個々の免責を免れ、又は債務を負わずにすむことをいう。[2] 破産法上は、破産手続による配当によって弁済されなかった残余債務について、破産者が弁済の責任を免れるという制度。[3] 刑事責任を免れる意に用いることもある。	ドイツ法のder Erlassに由来する。(古田裕清著 『翻訳語としての日本の法律用語』 184頁)

(おおかわら まみ・高崎経済大学地域政策学部教授)  
(かねみつ ひろゆき・高崎経済大学地域政策学部准教授)

謝辞：本研究にあたっては、平成26年度高崎経済大学特別研究助成金を頂きました。心から感謝の意を表します。

参考文献

荒木和夫／アーンスト・アンド・ヤング会計事務所(2009)『ドイツにおける現地法人(GmbH)設立の手引き』。  
船橋淳一(1960)『物権法』有斐閣法律学全集 有斐閣。

## 市民の理解度を踏まえた法律用語の解説に関する研究

- 船田亨二（1994）『ローマ法』第1～5巻 岩波書店.
- 船山泰範他（2009）『裁判員のための法律用語&面白ゼミナール』法学書院.
- 古田裕清（2008）『翻訳語としての日本の法律用語』中央大学出版部.
- ゲオルク・クリンゲンベルク（2007）『ローマ物権法講義』瀧澤栄治訳 大学教育出版.
- 後藤昭監修・日弁連裁判員制度実施本部の法廷用語日常語化プロジェクト編（2008）『裁判員時代の法廷用語』三省堂.
- 後藤昭監修・日弁連裁判員制度実施本部の法廷用語日常語化プロジェクト編（2008）『やさしく読み解く裁判員のための法廷用語ハンドブック』三省堂.
- 法令用語研究会（2014）『有斐閣 法律用語辞典 第4版』有斐閣.
- Law Words: 30 essays on legal words & phrases*（1995）Center for Plain Legal Language.
- 前田雅英他（2006）『裁判員のためのよく分かる法律用語解説』立花書房.
- 松本恒雄他編（2006）『日本法への招待 第2版』有斐閣.
- 宮寄由美・田中牧朗（2013）「法律用語「作為」を中心とした辞書記述の提案—法律語義と一般語義の類語関係をふまえて」『第32回社会言語学科学会発表論文集』.
- Nolo Editors, G. Hill & K. Hill（2009）*Nolo's Plain-English Law Dictionary*. Nolo.
- 大河原真美（2009）『裁判おもしろことば学』大修館書店.
- オッコー・バーレンツ（2001）『歴史の中の民法』河上正二訳 日本評論社.
- 竹林茂他編（2003）『新英和中辞典』研究社.
- 田中牧朗（2013）「民法用語の分かりにくさの類型と対応策」第7回司法アクセス学会学術大会報告原稿.
- 田中牧朗・宮寄由美（2013）「法律用語と日常語の語義の違いと連続性」『第31回社会言語学科学会発表論文集』、154-155頁.
- 柚木馨他（1982）『担保物件 第三版』瀧澤栄治訳 有斐閣.

i 詳細は、田中（2013）、田中・宮寄（2013）、宮寄・田中（2013）を参照されたい。